

第2章 全体構想

1.三木市の将来像と目標

(1) 三木市の将来像

本市の将来像を次のように設定し、三木市に住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

「誇りを持って暮らせるまち三木」

～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）で協働のまちづくり～

三木市には、先人たちが築いた誇るべき歴史、文化、産業があり、都会に近い田舎、自然豊かな住みよい環境が整っています。

この素晴らしい環境に磨きをかけ、隣接市町と連携を図りながら、市民との絆、協働の精神のもと、市民・議会・企業・団体・行政がチームとなって、まちづくりを推進し、市民が誇りを持って暮らせるまち三木の実現をめざします。



チーム三木(市民・議会・企業・団体・行政)で協働のまちづくり

(2) まちづくりの目標

三木市の将来像を実現していくため、まちづくりの目標を次のように設定します。

①安全・安心なふるさと三木の構築

水害や地震などの災害をはじめ、交通事故、犯罪などから市民の生命や財産を守るとともに、福祉や子育て支援の充実、良好な住環境の維持・向上など、住み心地のよい暮らしを確保していくため、安全・安心なふるさと三木の構築を図ります。

②地域資源を生かした魅力あるまちづくり

先人たちが築いた誇るべき三木市の資源である、歴史、文化、産業などを守り育て、チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）で、これら地域資源の活用に知恵を出し合いながら、地域の活力を高め、誰もが三木市での暮らしに誇りが持てる、魅力あるまちづくりをめざします。

③持続可能な都市構造の形成

人口減少、少子・高齢化社会にあっても市民が便利で快適に暮らせるよう、各地域の特色を生かした拠点の機能分担と、公共交通による地域間のネットワークを強化することで、市全体の総合力を高め、持続可能な都市構造の構築を図ります。

2.推計人口

本市の人口（国勢調査）は、平成 7（1995）年の 86,562 人をピークに減少傾向にあり、平成 27（2015）年は 77,178 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計（平成 30 年 3 月末推計）に基づく 2028 年（目標年次）の本市の人口は 65,820 人と予測され、平成 27（2015）年から約 1 万 1 千人の減少が見込まれています。

また、年齢 3 区分別人口割合において、平成 27（2015）年から 2028 年の推移（予測）をみると、年少人口は 11.7%から 9.9%、生産年齢人口は 56.5%から 51.2%、老年人口が 31.8%から 39.0%と、少子・高齢化が一層進むものと見込まれています。

本市では今後、各種施策・事業に取り組み、若い世代の移住・定住などの促進により、人口減少の抑制とともに、地域資源を活用し交流人口の増大に努めるものとします。

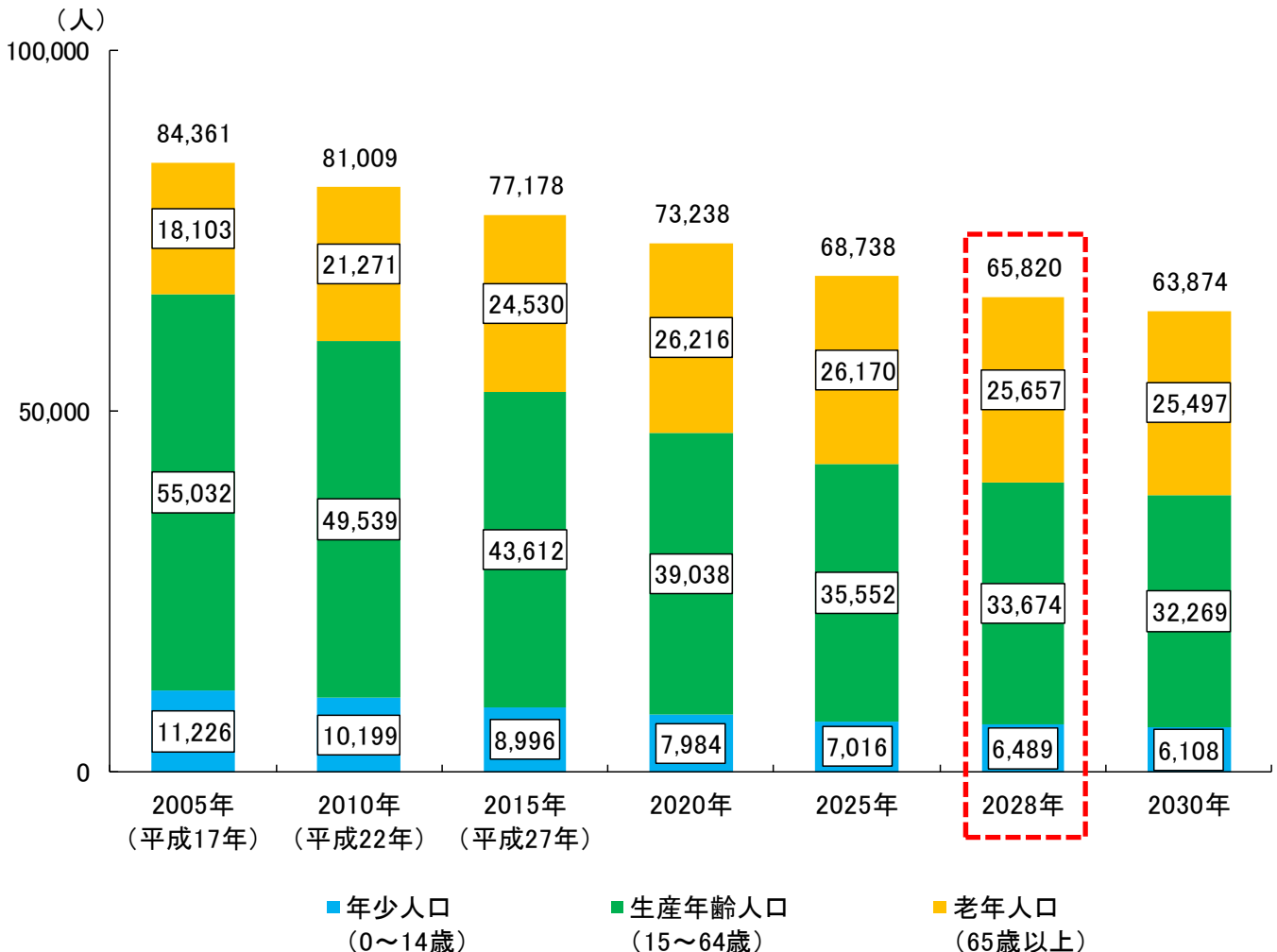


図 人口及び年齢 3 区分別人口の推移

注 : 平成 27 年データには年齢不詳が 40 人いるため、グラフの合計値と人口は合致していません。

資料 : 平成 27 年までは国勢調査。2020 年以降は社人研推計に基づきます。

3.三木市の都市構造

(1) 都市構造の基本方針

本市では、持続的発展を図るため、隣接市町と連携しつつ、拠点の形成と機能分担、地域間のネットワークの強化により、地域連携型構造の構築に努めます。

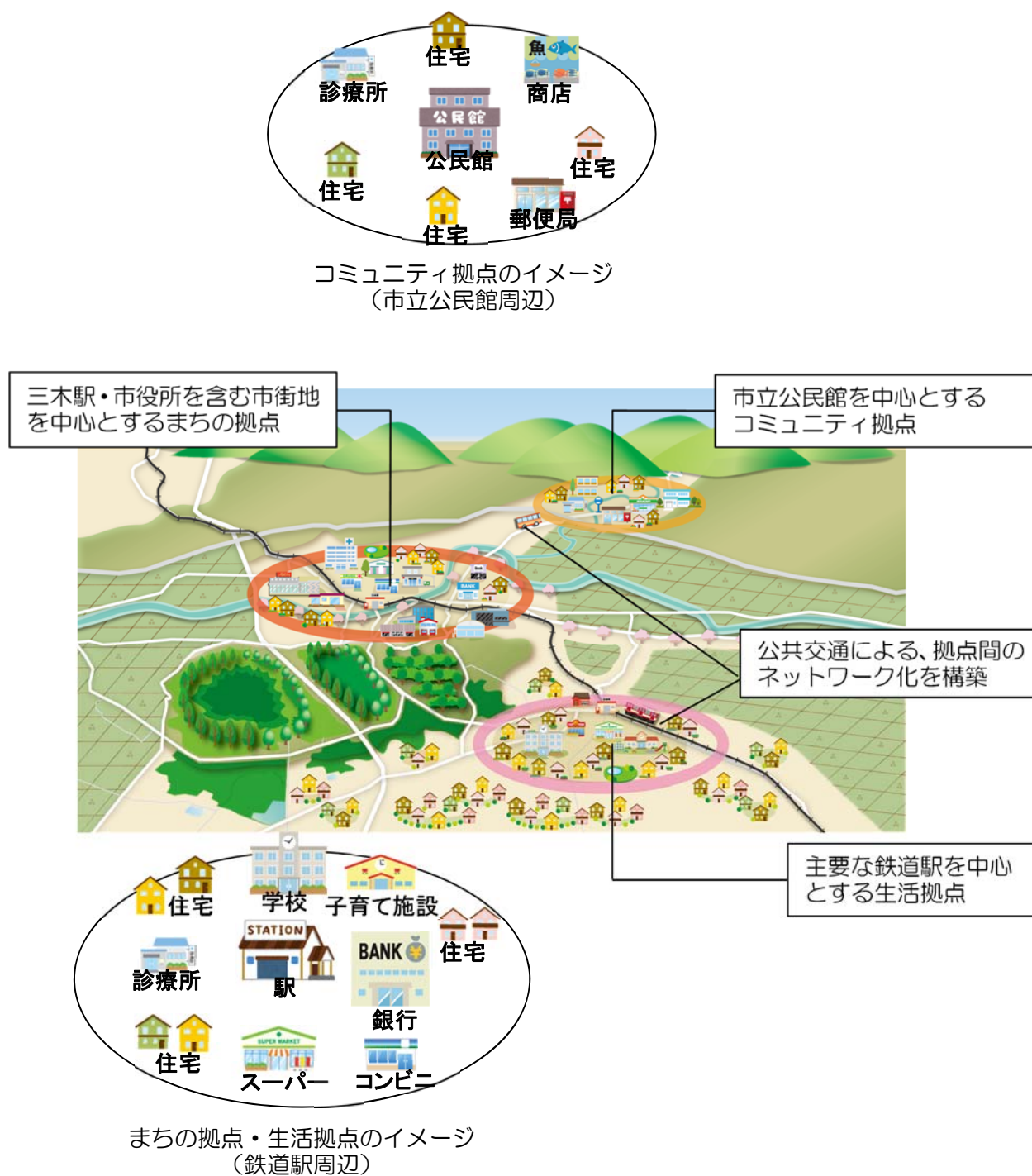


図 地域連携型構造のイメージ図

(2) 都市構造の設定

地域連携型構造におけるゾーン、軸、拠点の位置づけは次のとおりです。

区分		都市構造の位置づけ
ゾーン	市街地ゾーン	計画的な都市基盤の整備や都市機能の誘導により、まちの活力の維持・向上を図るゾーン。
	農業環境保全ゾーン	農地の保全と農業の振興とともに、集落における住環境の維持・向上を図るゾーン。
	自然環境保全ゾーン	森林や農地、河川など豊かな自然環境を保全・育成し、自然との共生を図るゾーン。
軸	交通連携軸	国道、県道（主要なバス路線など）により、各拠点間や隣接市町との連携を担う。
	（東西連携軸）	神戸方面と北播磨方面との連携を担う。
	（南北連携軸）	阪神北部方面と東播磨方面との連携を担う。
	鉄道軸	都市間を結ぶ神戸電鉄粟生線を軸に公共交通の要としての役割を担う。
	国土連携軸	国土幹線道路（高速道路）である山陽・中国・舞鶴若狭自動車道、東播磨道（整備中）により、広域的な連携、交流、交通・物流のネットワークを担う。
拠点	まちの拠点	三木駅、市役所周辺において、官公署、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	生活拠点	主要な鉄道駅周辺において、まちの拠点を補完し、医療・福祉、子育て支援、商業施設などの誘導を図るエリア。
	コミュニティ拠点	市立公民館周辺などにおいて、生活利便施設やコミュニティ施設などの確保と居住を維持するエリア。
	レクリエーション拠点	三木山総合公園、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木総合防災公園、吉川総合公園、ネスタリゾート神戸において、市民の交流、自然体験、スポーツ活動などにより賑わいの創出を図るエリア。
	産業拠点	ひょうご情報公園都市、三木工場公園において、産業機能の強化と魅力ある就業環境の創出を図るエリア。



- 市街地ゾーン
- 農業環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン
- 交通連携軸
- 鉄道軸
- 国土連携軸
- まちの拠点
- 生活拠点
- コミュニケーション拠点
- レクリエーション拠点
- 産業拠点
- 市域界



都市構造図

4.まちづくりの課題

「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現に向けて、まちづくりの課題を5つ抽出しました。

(1) 安全な暮らしの確保

近年の社会情勢として、大規模な地震災害、水害、土砂災害をはじめ、悲惨な交通事故や犯罪が発生しています。

本市の状況を見ると、旧市街地には防災上課題がある、古い木造住宅が密集した区域があることや、市域の空き家・空き地も増加傾向にあるなど、これらの対策が必要です。

また、市民アンケート調査からも、「犯罪に対する安全性」、「地震、水害、がけ崩れなどの自然災害に対する安全性」、「災害時の避難所や避難路の確保」、「交通の安全性」がこれからのまちづくりに求められています。

このようなことから、犯罪や交通事故を減らし、防災・減災対策を進めるなど、市民の安全な暮らしの確保に努める必要があります。

(2) 安心な生活環境の形成

本市においては、今後も人口減少、少子・高齢化の進行が想定されることから、高齢者対策はもとより、若い世代の流入及び定住化を促進することで、地域の活性化を図ることが必要です。

また、市民アンケート調査からも、「医療・福祉が充実したまちづくり」、「高齢者支援が充実したまちづくり」など、高齢者に対応したまちづくりが求められています。あわせて、若い世代では、「子育て支援が充実したまちづくり」が求められています。

このようなことから、高齢者が住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進など、市民が安心できる生活環境の形成に努める必要があります。

(3) 地域資源の保全・活用

本市には、三木城跡、湯の山街道沿いの歴史的町並みなどの歴史的資源や、豊かな緑を生かした大規模公園やゴルフ場といったレジャー施設など多くの地域資源が分布しており、優れた高速交通網も貴重な地域資源と言えます。

また、市民アンケート調査から、三木市の魅力や誇れるものは、「静かで落ち着いた住環境」、「里山や河川などの豊かな自然環境」をはじめ、「秋祭りなど伝統行事」、「酒米山田錦や金物に代表される地場産業」となっています。

このようなことから、豊かな地域資源を保全・活用し、交流人口の拡大とともに、市全体の活力の向上につなげていく必要があります。



(4) 持続可能なまちの形成

人口減少や景気の動向も相まって、農業や商業などの地域産業は低迷しています。特に小売業の商店数など、市民の日常生活に必要な生活サービス施設が大きく減少していることから、生活に必要な施設の維持・確保が必要です。

また、市民アンケート調査からも、「生活基盤が整った良好な住環境のまちづくり」、「雇用の場を確保する産業を育むまちづくり」などが求められています。

このようなことから、地域の活力を維持・向上するとともに、医療・福祉・商業などの生活サービス施設を確保し、持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

(5) まちづくりと連携した公共交通網の形成

本市では沿線自治体と連携して、神戸電鉄粟生線の維持・活性化に向けて取り組んでいます。あわせて、高齢者や障がい者などの移動手段として欠かせないバス交通についても、運行維持や利用客の増加に向けて、市民協働で取り組んでいます。

また、市民アンケート調査からも、「鉄道やバスの公共交通の利便さ」についての不満度が高く、「鉄道やバスが連携した公共交通が利用しやすいまちづくり」が強く求められています。

このようなことから、市民が安心して暮らせるよう、公共交通網の充実に取り組む必要があります。



神戸電鉄粟生線

5.まちづくりの方針

まちづくりの課題に対応する分野別方針を以下に定めます。

5-1 土地利用の方針

(1) 基本的考え方

地域の機能分担・連携強化により持続可能なまちをめざす

- 市街化区域では、地域の活力を維持・向上させるため、地域資源などの既存ストックを活用しつつ、鉄道駅や市立公民館周辺などで、地域の特性を生かした機能分担と相互補完を行い、公共交通などと連携して地域間のネットワークの強化を図る。
- 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域という本来の性格を維持しつつ、特別指定区域制度や地区計画などの活用により、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進める。
- 非線引き都市計画区域は、自然環境と調和した地域づくりを推進するため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる重層的な土地利用コントロールを行うとともに、多くの地域資源を生かした交流と活力のあるまちづくりを進める。
- 都市計画区域外は、非線引き都市計画区域の方針を基本とし、住民の意向を確認しながら、非線引き都市計画区域への編入を検討する。

(2) 方針

1) 市街化区域の土地利用方針

①土地利用の方針

- ・「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的・効率的な都市基盤施設の整備及び老朽化対策を進める。
- ・土地形状が不整序で利用率の悪い区域・公共施設が不足している区域・木造住宅が密集している区域・住工の用途混在が見られる区域などでは、計画的な土地利用の増進を図るため、土地区画整理事業・市街地再開発事業などの検討を進める。
- ・鉄道駅や市立公民館周辺などの低・未利用地を有効利用することで、市街化区域内の人口密度や暮らしやすさの維持に努める。
- ・市街化調整区域に隣接する、市街化区域内の低・未利用地については、市街化調整区域への編入を促進する。
- ・魅力的なまちづくりを進めるため、エリアマネジメントを促進する。

②用途別土地利用の方針

○住居系

- ・戸建住宅団地においては、地区計画などを活用し、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、住民の意向を確認しながら、日常生活に必要な施設の配置を検討し、用途地域の見直しなどにより立地の誘導に努める。
- ・旧市街地内の住宅地においては、用途地域の見直しや地区計画などを活用し、住宅と地域に根ざした商店などとの混在を容認しながら、住環境を阻害する建物の立地の防止に努める。

○商業系

- ・三木駅、三木上の丸駅、志染駅、緑が丘駅周辺は、商業地及び近隣商業地として商業業務機能をはじめ、医療・福祉などの生活を支える機能の充実に努める。
- ・大規模店舗が立地する大村地区周辺については、商業施設の立地状況から、商業系用途地域への見直しを進め、商業拠点の形成に努める。

○工業系

- ・住宅と工場などが混在する地区で、住居系土地利用に特化している区域においては、用途地域の見直しにより、住環境の保全及び住環境と操業環境の調和に努める。
- ・ひょうご情報公園都市の未造成地については、社会経済情勢を見ながら、市民ニーズ・企業ニーズを考慮した有効活用を検討する。
- ・三木工場公園については、操業環境の維持・向上を促進する。

○農地

- ・市街化区域内の農地は、災害時の一時避難地、延焼防止、レクリエーションの場などの多様な役割を果たしていることから、必ずしも宅地化を図るべき土地としてではなく、まちにおける緑のオープンスペースとして評価し、積極的に保全・活用を図る。

2) 市街化調整区域の土地利用方針

- ・まとまりのある良好な田園環境や、自然環境と調和した土地利用の誘導を図る。
- ・農業地域としての振興とともに、農地の保全及び農業環境を損なう無秩序な開発を抑制する。
- ・農業担い手の確保・育成と、地域の農業を支える特産品の振興に努める。
- ・市街化を抑制すべき区域という本来の性格を維持しつつ、特別指定区域制度や地区計画などの活用により、既存集落の人口維持に努める。

- ・ 鉄道駅周辺などで計画的な市街地整備が確実に行われる区域については、市街化区域への編入を促進する。
- ・ 市街化調整区域内の一団の住宅地については、良好な住環境の維持・保全を図るため、規制・誘導方策の活用を進める。
- ・ 市外からの移住を促進し、集落の活性化を図る。
- ・ 森林の維持・保全を図る。

3) 非線引き都市計画区域の土地利用方針

- ・ 農業地域としての振興とともに、農地の保全及び農業環境を損なう無秩序な開発を抑制する。
- ・ 農業担い手の確保・育成と、地域の農業を支える特産品の振興に努める。
- ・ 自然環境と調和したまちづくりを推進するため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる重層的な土地利用コントロールを行うとともに、多くの地域資源を生かした交流と活力のあるまちづくりを進める。
- ・ 市街化の動向などを見極めながら、引き続き用途地域の指定や特定用途制限地域の活用を検討する。
- ・ 森林の維持・保全を図る。

4) 都市計画区域外の土地利用方針

- ・ 非線引き都市計画区域の方針を基本とし、住民の意向を確認しながら、非線引き都市計画区域への編入を検討する。

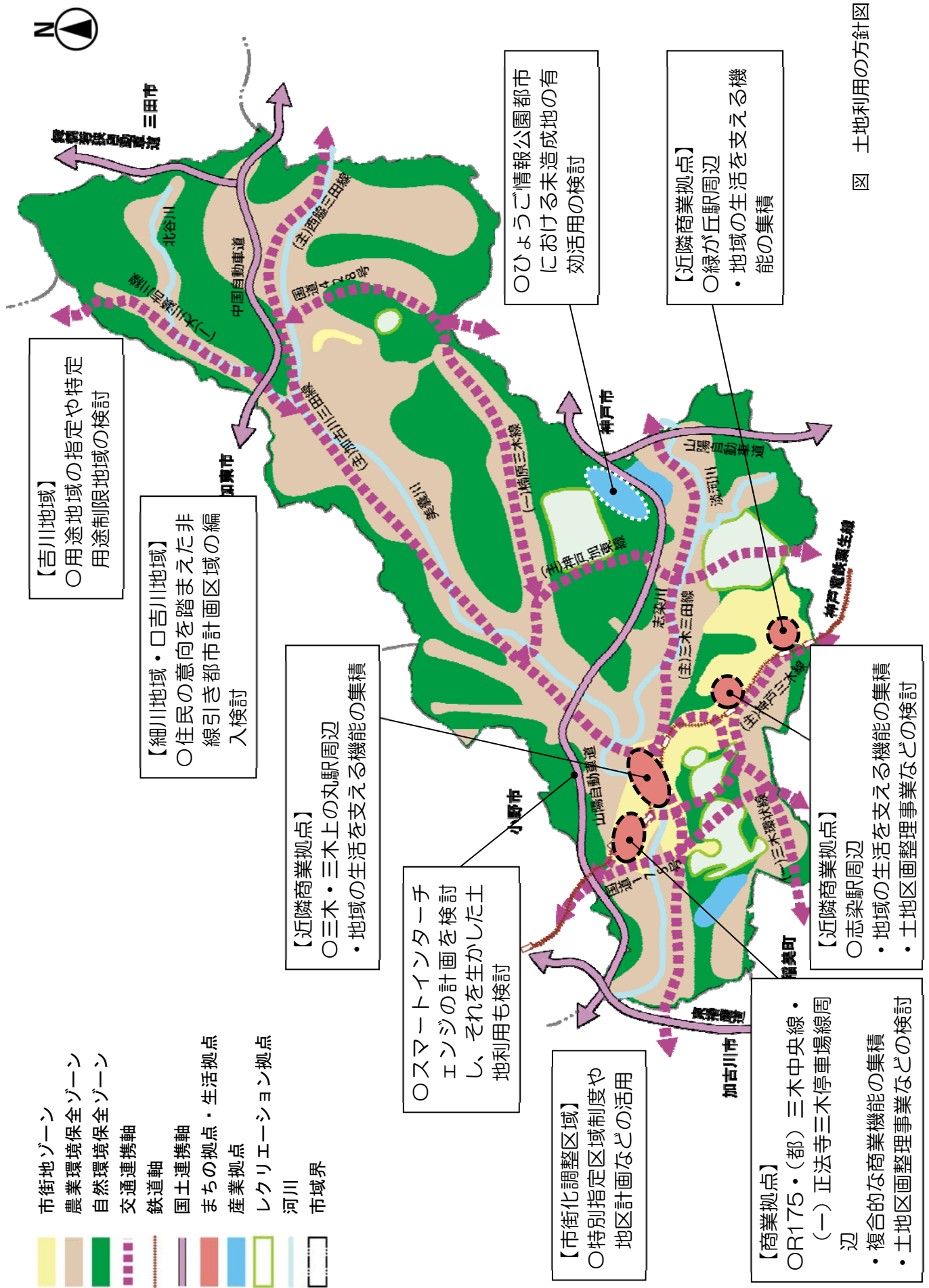


図 土地利用の方針図

5-2 自然・環境保全の方針

(1) 基本的考え方

豊かな自然の保全・活用と環境にやさしいまちをめざす

- 地域資源を生かした魅力あるまちづくりを促進するため、森林や農地、河川など豊かな自然環境の保全・活用に努める。
- 3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

(2) 方針

①自然環境の保全や美化の推進

- ・生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、豊かな自然環境や水辺空間の保全を図る。
- ・ため池やビオトープについて、市民活動団体や民間企業との連携により、水辺空間の保全・活用を図る。
- ・市民や企業との協働により、ごみのポイ捨てなど不法投棄防止活動を促進する。

②緑化の推進

- ・市民と協働で、公共公益施設などで花の植栽や緑化活動の取り組みを促進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。



緑のカーテン

③低炭素・循環型社会の構築

- ・3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

④適正なごみ処理体制の継続

- ・市内から排出されるごみは、「三木市一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行う。

5-3 公共交通の方針

(1) 基本的考え方

地域間の相互連携に欠かせない公共交通網の充実をめざす

- 鉄道及び幹線バスを基幹交通と位置づけ、路線バスや地域ふれあいバスなどとの役割分担を明確にした上で、公共交通網を構築することに加え、新たな交通手段としてデマンド型交通の導入について検討する。
- 近年、自動運転システムなどの技術が進歩していることから、新たな交通システムの導入についても検討する。
- 公共交通の利用意識を向上するため、モビリティ・マネジメントを継続的に実施し、公共交通の利用を促進する。

(2) 方針

①鉄道及び幹線バスを軸とする公共交通網の維持・形成

- ・「三木市地域公共交通網形成計画」や「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」に基づき、粟生線の維持・存続に向けた活性化及び利用促進を図る。
- ・鉄道とバスの連携強化、交通結節点の強化、鉄道施設の更新・改良による、安全性の確保と輸送サービスの向上とともに、適正な運行形態を検討するなど、鉄道及び幹線バスの維持・存続に向けた活性化及び利用促進を図る。
- ・将来にわたり、幹線バスを基軸とした持続可能なバス路線網の形成を図る。

②まちづくりと連携した便利な公共交通網の形成

- ・まち・生活・コミュニティ拠点、レクリエーション・産業拠点などと、交通結節点、行政施設、学校、医療機関、住宅地、地域資源などを効率よく結ぶ公共交通網について、まちづくりと連携した維持・形成を図る。
- ・路線バスの補完的な役割を担う、地域ふれあいバスを継続して運行するとともに、住民の意向を確認しながら、デマンド型交通の導入を検討する。
- ・近年、自動運転システムなどの技術が進歩していることから、新たな交通システムの導入についても検討する。

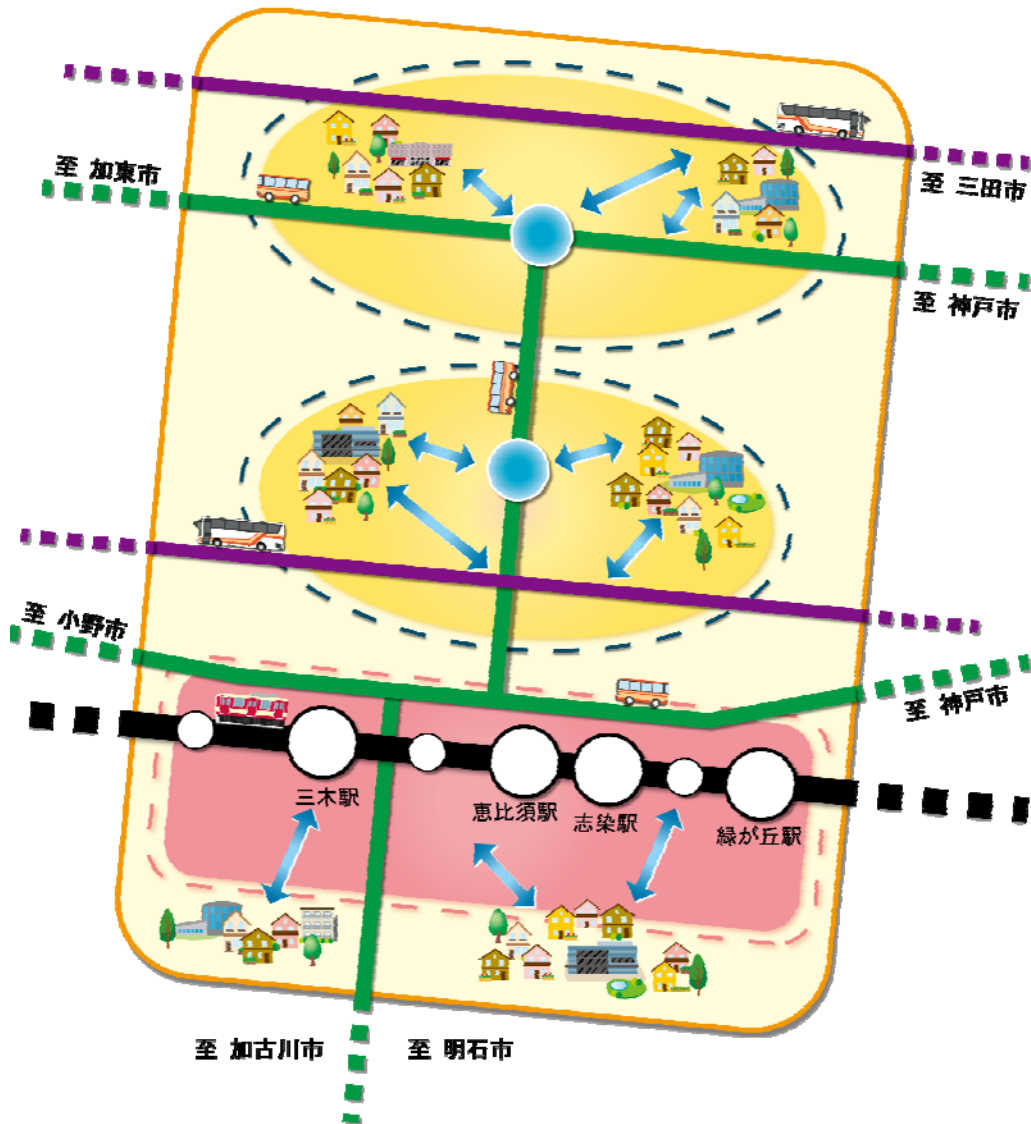
③公共交通の活性化及び利用促進

- ・公共交通に関する出前講座の開催や、広報などでの呼びかけをはじめ、日常・非日常利用、企業におけるモビリティ・マネジメントの継続的な実施、企画乗車券などの販売による公共交通の活性化と利用促進を図る。



三木駅前駐車場

- ・時間貸しのパークアンドライド駐車場の活用や、キスアンドライドの推進により、自動車から公共交通への利用転換を図る。
- ・鉄道駅やバス停のバリアフリー化など、誰もが安心して公共交通を利用できる環境づくりを進める。



	鉄道（粟生線）
	路線バス（幹線バス）
	高速バス
	地域拠点等（公民館、主要バス停等）
	主にバス等での駅アクセスを促進する地域
	地域に密着した公共交通（地域ふれあいバス、デマンド型交通等）によるネットワークを形成する地域
	バス等の公共交通、徒歩、自転車でのアクセス

図 三木市がめざす新たな公共交通網のイメージ

5-4 道路の方針

(1) 基本的考え方

市民の暮らしと地域間の連携を支える道路網の形成強化をめざす

- 都市計画道路については、市全体の道路網や、隣接市町との連携を考慮し、効率的・効果的な道路整備を行う。また、長期未着手の道路については、現状に即した実現性や有効性を検証した上で、必要に応じた見直しを行う。
- 災害時の対応・対処を考慮し、緊急車両などの通行が困難な狭あい道路の解消を進める。
- 誰もが安全で安心して移動できるよう、バリアフリー化をはじめ、安全で快適な道路環境の整備を進める。

(2) 方針

①国土連携軸の整備促進

- ・臨海部や北播磨内陸部との連携・交流強化や、災害時の対応においても重要な東播磨道の整備を促進する。

②東西連携軸の整備促進

- ・産業振興や防災機能を強化するため、ひょうご情報公園都市、三木総合防災公園への主要アクセス道路となる、志染バイパスの整備を促進する。
- ・(主) 神戸三木線の慢性的な渋滞を解消させるため、(都) 神戸三木線の整備を促進する。
- ・国道175号小林交差点周辺の安全対策として、交差点西側の(一)三木環状線の整備を促進する。
- ・(主) 三木穴栗線における通学の安全性を確保するため、大村地区の歩道整備を促進する。
- ・市内通過交通の分散を図り、市内中心部の渋滞を緩和させるため、(主) 三木穴栗線(高木末広バイパス)の整備を促進する。

③南北連携軸の整備促進

- ・(主) 加古川三田線における通学の安全性を確保するため、吉川町山上地区の歩道整備を促進する。
- ・(主) 西脇三田線における通学の安全性を確保するため、吉川町大畑地区の歩道整備を促進する。
- ・地域の利便性・安全性の向上を図るため、(主) 神戸加東線の口吉川町桃坂地区のバイパスの整備を促進する。

④市街地内道路網の整備促進

- ・市街地中心部への通過交通を抑えるために、環状道路の整備を促進する。
- ・（都）広野吉田線の自由が丘本町周辺の整備を促進する。
- ・優れた高速道路網の機能を生かすため、（仮）三木スマートインターチェンジの設置を検討する。



山陽自動車道

⑤新たな道路の整備検討

- ・（都）鳥町岩宮線と山陽自動車道三木東インターチェンジ周辺を結ぶ、（仮）新東西線について検討する。
- ・防災拠点である三木総合防災公園から、加東市方面へのアクセス性向上を目的に、（一）神戸加東線について、細川町谷口から口吉川町桃坂までのバイパスを検討する。
- ・吉川地域において、三田市などの近隣市町との連携強化を図るため、広域的な道路網について新たな道路の配置も含めて検討する。

⑥適切な都市計画道路の見直し検証

- ・長期未着手の都市計画道路については、現状に即した実現性や有効性を検証した上で、必要に応じた見直しを行う。

⑦安全で安心な道路環境の形成

- ・災害時の対応・対処を考慮し、緊急車両などの通行が困難な狭あい道路の解消を進める。
- ・市道橋の「長寿命化計画」の診断結果に基づき、順次長寿命化対策を進める。
- ・ロードミラー、視覚障がい者用誘導ブロック及び道路照明の設置など、福祉のまちづくり条例に基づく交通安全施設などの整備により、道路の安全性を高めることで、誰もが安全で安心して移動できる道路環境を確保する。
- ・安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車通行空間の整備を検討する。
- ・国道、都市計画道路などの幹線道路やその他主要な道路については、安全で快適な道路環境を確保するため、歩道の整備、バリアフリー化をはじめ、道路付属物などにおける景観への配慮を促進する。
- ・街路樹の剪定や除草などの維持・管理を市民と協働で進めていくため、アドプト制度の活用を促進する。
- ・「北播磨道路景観マスタープラン」に基づき、良好な沿道景観の形成に努める。



ボランティアによる緑化活動



区分	構成軸	位置づけ	構成道路
国土 連携軸	-	本市と全国をネットワークする国土 幹線道路	山陽自動車道 中国自動車道 舞鶴若狭自動車道 東播磨道
東西 連携軸	中心東西軸	市域南部の中心部を東西に貫き、拠 点や主要なエリアの連携を支える幹 線道路	(主)三木三田線 (主)加古川三田線 (主)三木穴粟線
	南部東西軸	市域の南部を東西に貫く幹線道路	(都)神戸三木線 (主)神戸三木線
南北 連携軸	西部南北軸	東播磨地域における南北軸であり、 三木小野インターチェンジへのアク セス道路	国道 175号
	中央南北軸	市域の中央を南北に貫き、中心市街 地と吉川地域とをつなぐ幹線道路	(一)三木環状線 (都)広野吉田線 (主)加古川三田線 (主)西脇三田線 (一)大川瀬吉川線
	東部南北軸	ひょうご情報公園都市、三木総合防 災公園、三木東インターチェンジを 結ぶとともに、神戸市西北部方面へ のアクセスを強化する幹線道路	(都)志染神戸線 (主)神戸加東線 (一)楠原三木線 国道 428号

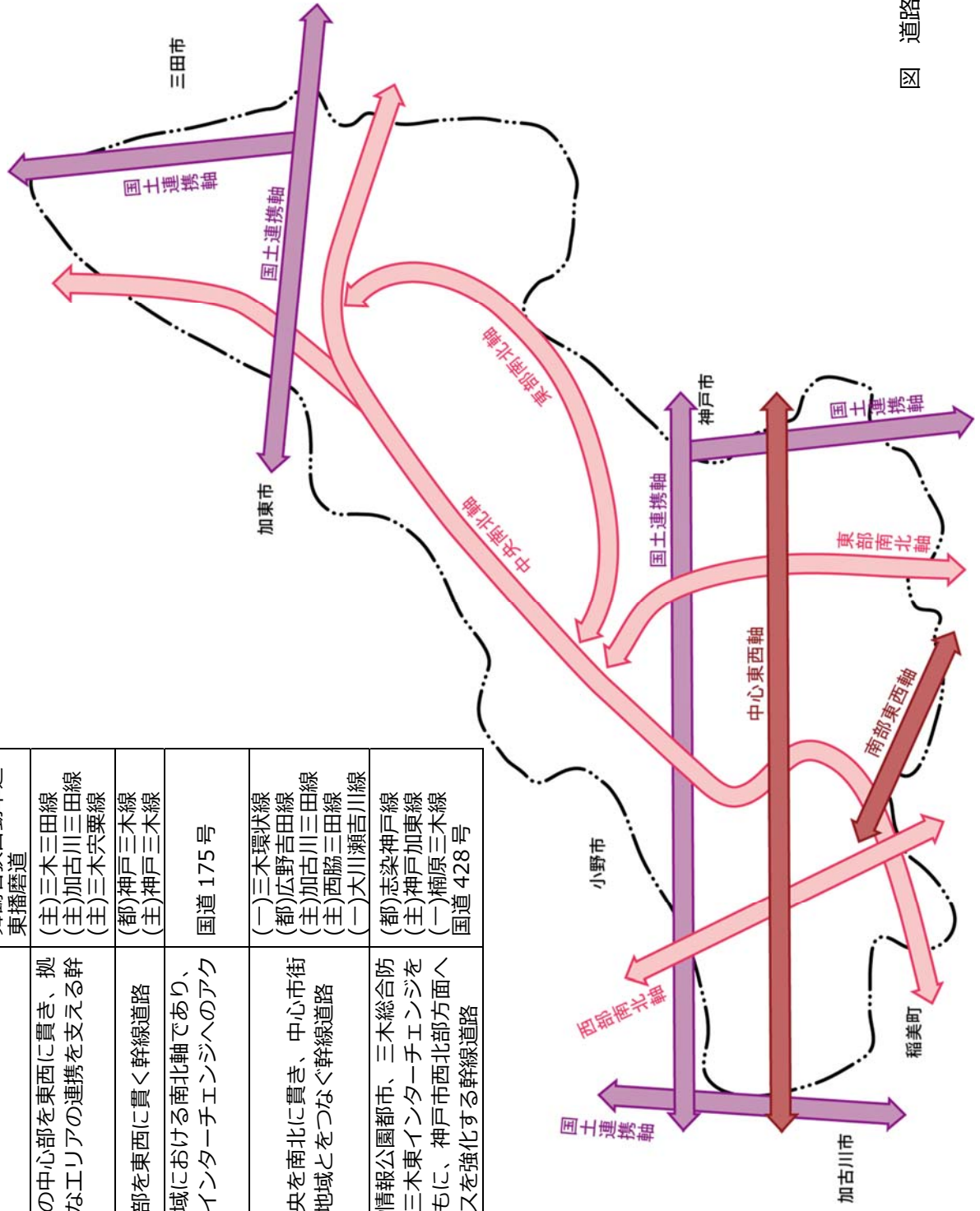


図 道路軸図



都市計画道路対図番号

①	明石氷上線
②	志染神戸線
③	神戸三木線
④	本町宿原線
⑤	広野吉田線
⑥	三木中央線
⑦	別所久留美線
⑧	上の丸平田線
⑨	花尻城山線
⑩	下野花尻線
⑪	緑が丘中央線
⑫	高木平田線
⑬	緑が丘駅前線
⑭	三木山幹線
⑮	高木線
⑯	宿谷線
⑰	広野自由が丘線
⑱	小林三木山線
⑲	別所烏町線
⑳	烏町岩宮線
㉑	吉田緑が丘線
㉒	東播磨南北道路
㉓	西神自動車道

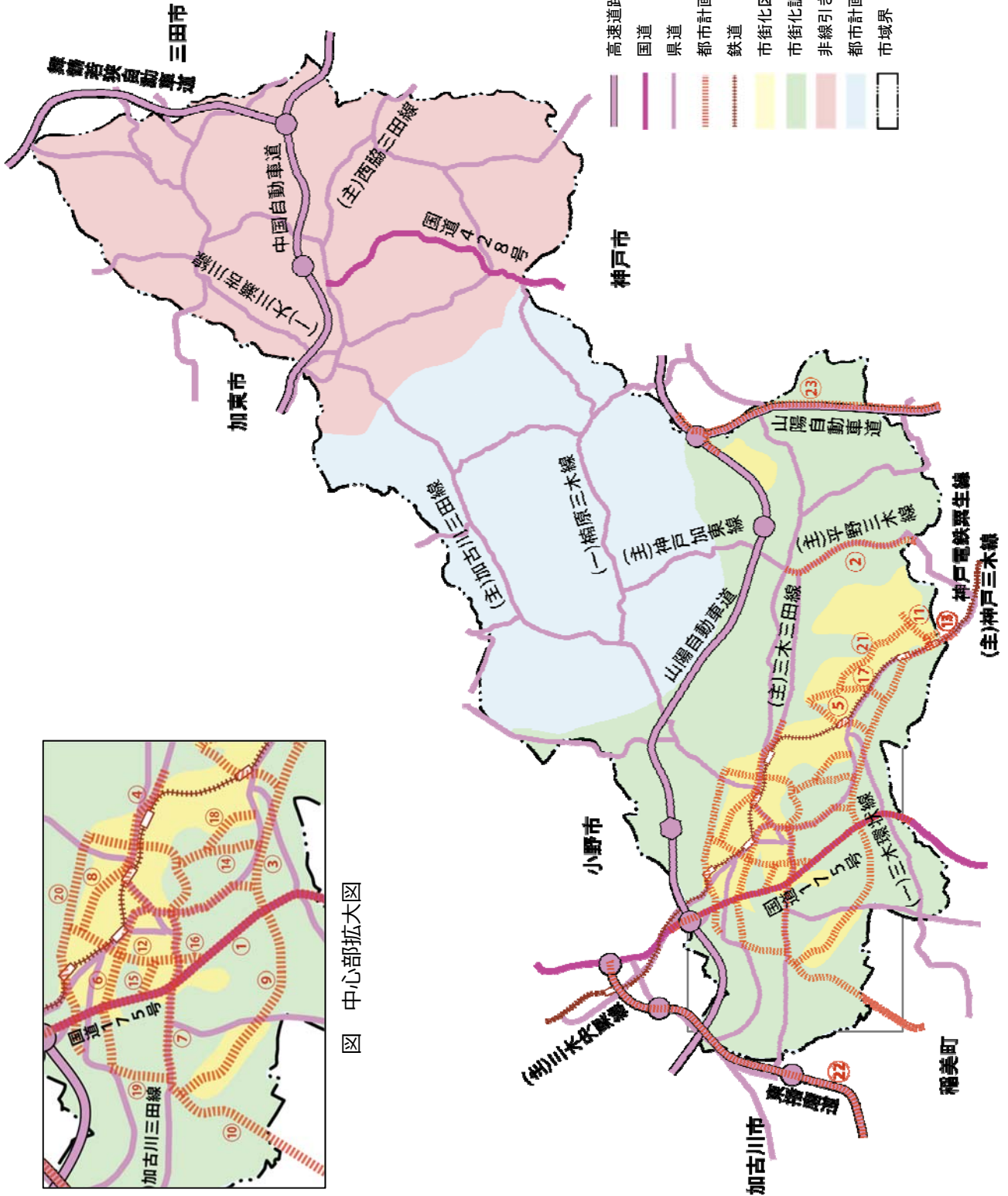


図 中心部拡大図

図 道路の配置図

5-5 公園・緑地の方針

(1) 基本的考え方

魅力ある公園機能の充実と利用促進をめざす

- 子どもの居場所・遊び場のみならず、高齢者の健康づくりや多世代交流、災害時の避難地としても安全で安心して利用できるよう公園施設の充実を進める。
- “公園が健康ステーション”をキーワードに、スポーツやジョギング、散歩などによる生活習慣病の改善や、イベントを通じた交流を進める。
- 都市公園において、民間の活力を生かした新たな整備・管理手法の検討を促進する。

(2) 方針

①公園・緑地などの利用促進

- ・阪神・淡路大震災を教訓に、県全体の広域防災拠点として整備された三木総合防災公園、広域レクリエーション需要に対応する三木山森林公園などの施設の充実と適切な維持・管理を行い、利用促進を図る。
- ・三木山総合公園、吉川総合公園、また、ホースランドパークなど特色ある大規模公園では、様々な大会などが開催されていることから宿泊施設などと連携し、より一層の利用促進を図る。
- ・少子・高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、公園・緑地の新たな在り方を検討し、市民ニーズを考慮した施設の充実を図る。



三木山総合公園
(総合体育館)



吉川総合公園
(パストラルホール)

②公園・緑地の協働による適切な維持・管理

- ・公園・緑地や、美嚙川及び北谷川の桜づつみなどの維持・管理を市民と協働で進めるため、アドプト制度の活用を促進する。

5-6 上下水道・河川の方針

(1) 基本的考え方

安全・安心で快適な生活環境の形成強化をめざす

- 安全・安心で良質な水道水の安定供給を行う。
- 下水道未接続の家庭における下水道への接続を啓発することで水洗化を進め、公共水域の水質保全と生活環境の改善を図る。
- 河川の防災と親水性に配慮した計画的な水辺空間の整備を促進する。

(2) 方針

①安全で安心な水道水の供給

- ・将来にわたり、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、「公共施設等総合管理計画」並びに「三木市水道事業経営戦略」、「三木市新水道ビジョン」及び「三木市水道事業インフラ・メンテナンス計画」に基づき、効率的・効果的な企業経営並びに施設管理を進める。

②下水道の普及・啓発

- ・公共水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道未接続の家庭における下水道への接続を啓発し、水洗化を進めるとともに、公共下水道処理計画区域外における浄化槽の設置を促進する。
- ・ライフサイクルコストの削減及び事故の未然防止のため、ストックマネジメント計画に基づいた下水道管渠施設の改築を推進する。
- ・近年頻発化している集中豪雨などに対応するため、計画的に雨水整備を進める。
- ・農業集落排水による汚水処理については、費用対効果を勘案し公共下水道への接続を進めるとともに、適正な維持・管理を図る。

③河川の防災対策

- ・美囊川などの防災対策や環境対策に取り組むため、現地の状況を踏まえて河川改修などを促進する。
- ・河川の適正な維持・管理に努める。



増水した美囊川

5-7 その他施設の方針

(1) 基本的考え方

公共施設の適正な配置による市民サービスの向上をめざす

- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 福祉・医療・子育て支援施設などの充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める。

(2) 方針

①福祉施設の充実

- ・ハード・ソフトの両面から、高齢者や障がい者の社会活動への参画や日常生活などを支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を行い、安心して暮らせるまちづくりを進める。

②子育て支援施設の充実

- ・認定こども園などの充実や、子育て中の親子が気軽に集う居場所づくりなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進める。

③医療施設の充実

- ・市民が安心して医療が受けられる体制をめざすため、北播磨総合医療センターと市内の医療機関との連携を更に強化する。



多世代交流施設 みきっこランド

5-8 市街地整備の方針

(1) 基本的考え方

都市機能の充実を図り安全・安心で活力あるまちづくりをめざす

- 人口減少、少子・高齢化が進む中、中心市街地における鉄道駅や、市立公民館などを中心とする拠点周辺において、地域の特色を生かしながら、医療・福祉・子育て支援・商業施設などの立地誘導を図るとともに、産業拠点の強化や地場産業の振興を図る。
- 優れた高速道路網を生かし、産業拠点の強化及びレクリエーション拠点などへの交流人口の増大を図る。
- 少子・高齢化や施設の老朽化が進む大規模戸建住宅団地においては、活力の維持・向上を図るため、多様な世代の居住誘導をはじめ、空き家・空き地の有効活用や良好な都市基盤施設の適切な維持・管理などを進める。
- 住民の意向を確認しながら、狭あい道路が多く、古い木造住宅が密集した区域の改善に向けた取り組みを検討し、旧市街地の防災性の向上を図る。

(2) 方針

①中心市街地の活性化

- ・鉄道駅や市立公民館などを中心とする拠点周辺において、地域の特色を生かしながら、医療・福祉・子育て支援・商業施設などの立地誘導を図る。
- ・鉄道駅や市立公民館周辺などにおいて、歩行者や自転車が安全で安心に移動できる環境を確保するため、鉄道駅や道路などのバリアフリー化を進める。
- ・鉄道駅周辺の商店街においては、子育て世代、高齢者を中心に多世代交流の場として賑わいの創出を図るため、コミュニティ空間の確保に努める。

②雇用の場の創出

- ・三木金物のブランド力・魅力を高め、地場産業の活性化を図りながら、国際競争力のある産業とするための取り組みを進める。
- ・地場産業を活性化させ、三木の魅力を高めることで若者が働きたいと思える産業に再生し、雇用や就業機会の確保とともに、多様な就業の場を創出するために、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。
- ・ひょうご情報公園都市における産業機能の維持・増進を促進する。
- ・ひょうご情報公園都市の未造成地については、社会経済情勢を見ながら市民ニーズ・企業ニーズを考慮した有効な土地利用を検討する。



ひょうご情報公園都市

③安全で安心な生活環境の形成

- ・「公共施設等総合管理計画」に基づき、市街地における計画的・効率的な都市基盤施設の整備及び老朽化対策を進める。
- ・狭あい道路が多く、古い木造住宅が密集した区域の改善を図るため、住民の意向を確認しながら、狭あい道路の解消や公共空地の整備などの対策手法を検討する。
- ・近年増加している空き家・空き地の適切な維持・管理に取り組み、倒壊被害、不法投棄、景観の悪化、犯罪や災害などの防止を図る。
- ・少子・高齢化が進む大規模戸建住宅団地においては、活力の維持・向上を図るため、空き家・空き地などを活用し、多様な世代の居住誘導・親子世帯の近居などを促進する。

④移住・定住の促進

- ・人口減少、少子・高齢化を抑制するため、若者・子育て世代の転出の抑制とあわせて転入を促進するなど、定住促進のための支援施策を進める。



三木市移住・定住応援ページ

<https://www.city.miki.lg.jp/site/kimimomikininaru/9429.html>

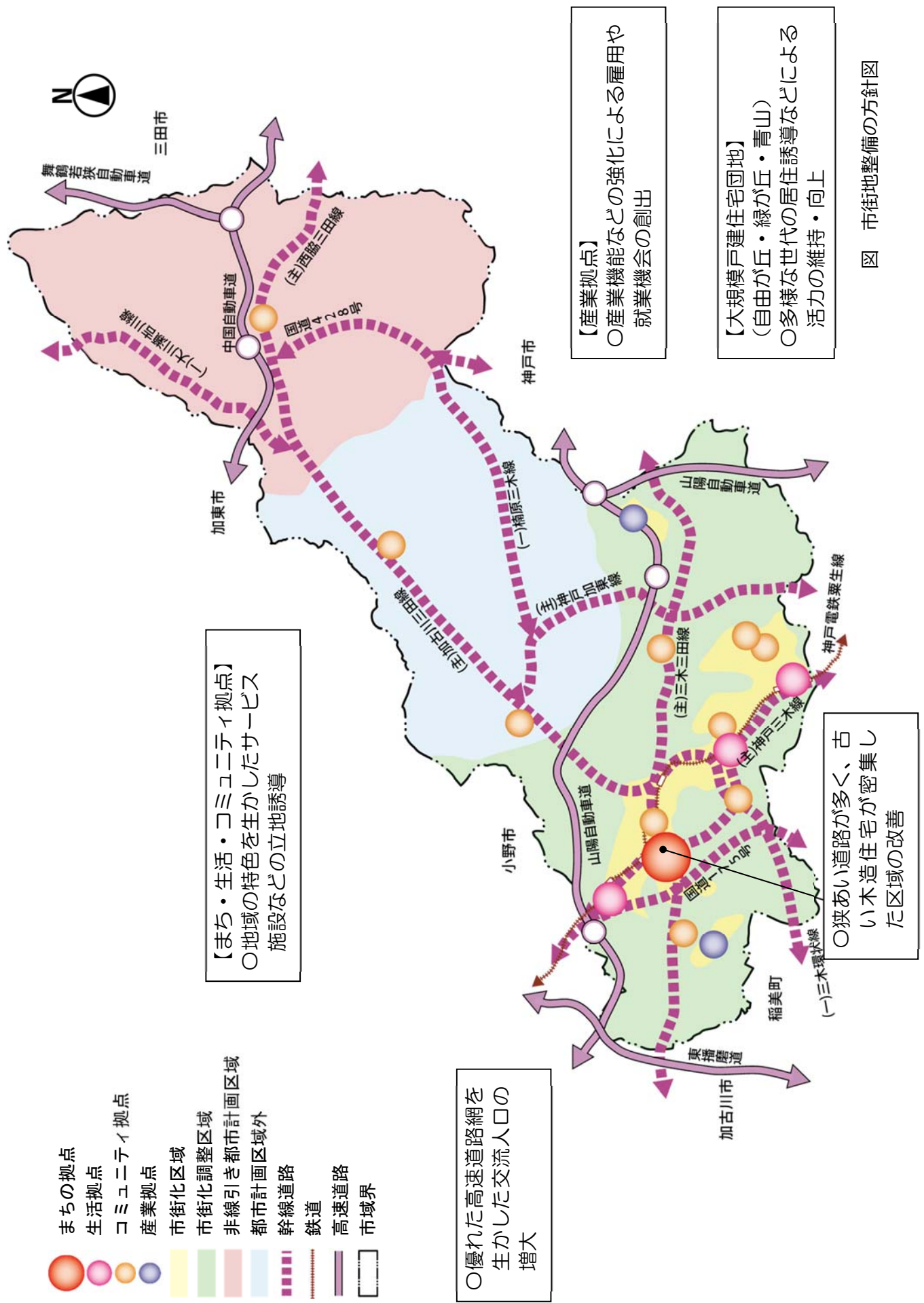


図 市街地整備の方針図

5-9 景観形成・地域環境形成の方針

(1) 基本的考え方

魅力ある地域資源を保全・活用し活力あるまちづくりをめざす

○個性ある景観資源を保全・活用することで地域活力の向上を図り、歴史的町並みなど、暮らしの中で受け継がれてきた三木の風景を守り育てながら、観光関連団体などとの連携も視野に、うるおいのあるまちづくりを進める。

(2) 方針

①景観資源の保全・活用

- ・ エリアマネジメントの取り組みによる、地域資源を生かした魅力あるまちづくりを進める。
- ・ 湯の山街道沿いの歴史的町並みをはじめとした景観資源の保全・活用を図る。
- ・ 美囊川や北谷川などは、三木の桜の名所として保全・活用を図る。
- ・ 美しい農村風景を景観資源として保全・活用を図る。

②歴史・伝統文化の保全・活用

- ・ 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画書」に基づき、三木城跡及び付城跡群などを市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアをひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見立て、歴史・伝統文化の継承及び市民の憩いの場の創出を図る。



三木城跡

③地域資源を生かした観光振興

- ・ 観光関連団体などとの連携も視野に、地域資源を活用した観光振興を推進し、交流人口の増大を図る。
- ・ 既存産業の活性化につなげるため、市内の観光地や商業施設がそれぞれの魅力を生かした事業を展開することに加えて、本市を訪れる人々がそれぞれの施設を回遊できるような仕組みづくりを検討し、情報発信などを進める。
- ・ 西日本一ゴルフ場の数が多い本市の特性を生かし、様々な協会と連携しゴルフのまち三木のブランド力の向上を促進する。
- ・ ものづくり体験、鍛冶体験などを観光化し、観光資源と連携させたツーリズムの開発に努める。

④協働による地域環境の形成

- ・ アドプト制度などによる街路樹の適切な維持・管理や、公共施設、道路、公園で花のある景観づくりを進める。
- ・ 自然あふれる景観づくりを進めていくため、生業や暮らしと密接に関わる農地や里山、河川、ため池、集落などの一体的な管理を住民と協働により進める。

5-10 防災の方針

(1) 基本的考え方

防災・減災対策を強化し安全で安心なまちづくりをめざす

- 頻発化する様々な災害に対応する防災・減災対策を構築し、災害に強い安全で安心なまちづくりを進める。
- 誰もが安全で安心に暮らせるまちづくりを進めるため、道路、公園などの身近な公共施設において、犯罪が発生しにくい環境の整備を図る。

(2) 方針

①防災基盤の構築

- ・災害時の救援・救護、復旧活動などを円滑に行うため、市役所及び消防本部を防災中枢拠点として、市立公民館、小・中学校などの地域防災拠点を系統的に配置する。
- ・災害応急活動に必要な物資の搬送などのため、緊急輸送道路の整備や、緊急自動車などの通行を確保する緊急交通路の設定など緊急輸送体制を構築する。
- ・防災機能を高めるため、道路、公園・緑地、その他のオープンスペースを計画的に配置・整備するとともに、これらのネットワーク化を図る。
- ・人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報など防災情報提供システムの更なる充実を図る。

②防災対策の推進

- ・地域特性を勘案しつつ、民間住宅を含めた建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備などを進める。特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、高齢者施設などの耐震化・不燃化を進める。
- ・狭あい道路が多く、古い木造住宅が密集した区域の防災機能の強化を図るため、防災資機材の整備、住宅耐震化の支援、空き家対策、住民への啓発活動などを進める。
- ・造成宅地の滑動崩落や擁壁の倒壊などによる、地震時の宅地被害を防止するため、宅地の耐震性の向上を図るとともに、上下水道などのライフラインの耐震化を進める。
- ・ハザードマップなどにより浸水のおそれがある区域においては、被害の軽減を図るため、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備の高所への設置など建築物の浸水防止を促進する。
- ・災害時の安全性を確保するため、避難所に指定された集会所の耐震診断、耐震改修などへの支援を行う。

③災害対策の推進

- ・暮らしの安全と安心を高めるため、総合的な災害対策を進める。
- ・近年頻発化している集中豪雨などに対応するため、計画的に雨水整備を進める。
- ・山麓部におけるがけ崩れ、地すべり、土砂流出などによる被害を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定などにより、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制などを行うとともに、市街地の縮小についても検討する。
- ・兵庫県が実施する急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ被害などの抑制対策を推進する。
- ・市民と協働で、ため池などの適切な管理を行うとともに、重点整備ため池などについては計画的な改修を促進する。
- ・兵庫県が実施する「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、緊急防災林の整備や、治山、砂防対策などの重点的な整備を進める。

④自主防災体制の構築

- ・引き続き、市民の防災意識の向上や、自主防災組織の体制を強化・育成するため、防災訓練や防災資機材の支援・整備を推進する。
- ・災害時における災害時要援護者の避難支援を円滑に行うため、災害時要援護者名簿を整備し、地域での個別支援体制の整備を推進する。
- ・引き続き、浸水想定区域や、土砂災害危険区域のハザードマップ及び地震被害想定を含めた、防災情報マップの提供と周知徹底を図る。



総合防災訓練

⑤防犯対策の推進

- ・道路や公園などにおける犯罪を防止するため、照明灯や防犯カメラの適正な箇所への設置をはじめ、街路樹などの適切な維持・管理により、見通しの確保などに努める。
- ・地域で子どもを守るボランティア人の目の垣根隊による、登下校時の見守り活動を支援し、子どもが安全で安心して登下校できる環境づくりを進める。



人の目の垣根隊